

# 施工条件明示書（特記仕様書）

箕輪町役場 建設課

工 事 名 平成 27 年度 町単独側溝改修工事  
工事箇所 町道 52 号線 箕輪町大出入口

工事の実施にあたっては、指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とする。  
本工事の施工にあたっては、長野県建設部制定の工事共通仕様書・各種施工管理基準・出来型管理基準・写真管理基準等に基づいて実施すること。

本工事の最終請負金額（税込）が 300 万円以上の場合については、箕輪町建設工事等成績評定試行要領に基づき評価の対象工事とするので留意のこと。

## 1 工事内容

(1) 工事概要：金抜き設計書のとおり

工 種	延長・位置等	設 計 内 容
自由勾配側溝	L=98.6m	別紙設計書参照

(2) 本工事箇所に関連する測量、設計委託及び地質調査等の報告資料は、閲覧が可能である。また、契約後は貸与も可能である。

## 2 工期関係

工期は、平成 27 年 9 月 10 日までとする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。地元区・隣接地権者等に十分周知した上で着手すること。

## 3 工程関係、通行制限等

(1) 本工事实施箇所は、住宅連たん区域での工事となるため、隣接民地内の構造物等へ影響の無いように配慮の上で工程管理を行うこと。

(2) 道路内工事における全面通行止及び片側通行止を行う場合は、消防条例第 50 条の規定により事前に消防署長へ様式第 23 号の「道路工事届出書」にて届出すること。

(3) 本工事において施工期間・施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。  
なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

制約条件	位置等	制約条件・内容等
特に無し		

(3) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。  
なお、通行制限実施にあたっては、関係機関及び道路管理者と十分協議のこと。

関係機関等	事 項	制約内容	時 期
大出区	協議	工程、区内道路の使用方法等	工事開始前
近接住民	通知等	〃	工事開始前

## 4 工事实績情報の登録

(1) 工事請負額が 500 万円以上の工事については、工事实績情報（工事カルテ）の登録をすること。

(2) 登録する場合は、予め監督員の確認を受け、次に示す期間内に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録の手続きを行うとともに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。なお、変更時 と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

① 工事受注時 契約締結後 10 日以内

- |           |                |
|-----------|----------------|
| ②登録内容の変更時 | 変更契約締結後 10 日以内 |
| ③工事完成時    | 工事完成後 10 日以内   |

## 5 施工計画書

- (1) 施工計画書は、設計図書、「長野県土木工事共通仕様書」・本特記仕様書及び現場条件等を考慮し、着手後 15 日以内に作成し提出すること。
- (2) 変更契約後及び変更内容発生時については、「変更施工計画書」を作成し、提出すること。

## 6 下請負人通知書

- (1) 下請契約締結後、速やかに下請負人通知書を提出すること。
- (2) 記載内容は称号又は名称、工種、契約額、建設業の許可状況等とし、下請金額に係わらず一次下請に限り全て記載する。社会保険の加入状況についても記載する。
- (3) 下記業種についても建設業の請負工事同等に扱い記載する。
  - ①交通整理員、ガードマン
  - ②特別産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者
  - ③ダンプ運転手
  - ④ 1 日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約
  - ⑤クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っているもの
  - ⑥クレーン等の業種オペレーターを機械と一緒にリース会社から借上げる場合
  - ⑦他の会社から応援者を借上げ、請負契約を締結した場合  
(臨時雇用関係である場合を除く)

## 7 施工体制台帳

- (1) 受注者は、下請金額に関わらず全ての工事について、建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。
- (2) 「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 受注者が契約する 6 (3) の業種についても「施工体制台帳」及び「施工体系図」に記載すること。
  - ※施工体制台帳に記載すべき事項
    - ・建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び同施行規則 14 条の 2 に掲げる事項
    - ・安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者、監理技術者、主任技術者他
    - ・社会保険加入状況
- (4) 「施工体制台帳」及び「施工体系図」の写しを提出すること。

## 8 用地関係

- (1) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立ち会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
- (2) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立ち会いを実施し了解を得たうえで着工しなければならない。
- (3) 請負者側で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、市町村、農業委員会等と調整をすること。
- (4) 施工箇所内に境界釘、境界杭等が設置されている場合は本工事にて復元することになる。  
H8. 7.9 伊那建設事務所「工事における幅杭の取り扱いについて」を準用し、施工前に 2 点以上の不動点(コンクリート擁壁の角等)または控え杭からの距離を記録しておくこと。なお、隣接土地所有者の立会いを要する場合がありますので、留意されたい。

## 9 周辺環境保全関係

- (1) 建設機械は低騒音型、低振動型、排出ガス対策型機械使用を原則とする。別紙-1『排出ガス対策型機械』のとおり。